

「従軍慰安婦・強制連行」問題

解決のための私案

1993年4月22日

弁護士 戸塚 悦朗

一、日本政府は、アジア女性を「従軍慰安婦」という性的奴隷にしたこと、また強制連行について、国連で多くのNGO、関係政府から厳しい批判を受け続けている。だが日本政府の答弁には説得力がない。その原因は様々あるが、何より重大なのは、答弁する日本政府の姿勢に、被害者側からの要求に耳を傾ける誠実さがうかがえないことである。

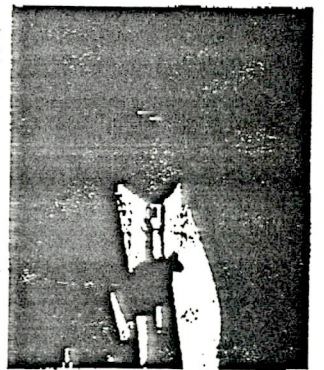
二、被害者側の要求について考える場合、日本政府は、第一に、韓国挺身隊問題対策協議会、フュリペン「従軍慰安婦」調査委員会など、各被害国にあって被害者の人権擁護に努めてきた民間団体の要求をまず誠実に受け止めることから始めなければならない。

それらは必ずしも法律家によってまとめられたものではないが、国際法上の国家責任の内容に驚くほどよく一致し、法的妥当性を持つものである。

第二に、一九九三年三月二十五日～二十八日にバンコクで開催された「アジア太平洋NGO人権会議」には、百十の人権NGOがアジア各地から参加し、女性の人権を侵害した日本帝国軍・政府の行為についても討議した。同会議は、次のよう

（軍による性的奴隷、Military sexual slave）への行為は、戦争犯罪・人道に対する罪にあたり、「従軍慰安婦」・強制労働などの被害者は、補償などへの権利をもっているという原則、さらに、被害者の人権を実現するために、犯罪を犯した側の責任者を処罰し、加害者に補償を命ずることができる国際法の設置をも求めた。そして、責任者を処罰しようとする国家は、共犯とみなされるという原則も確認した。「従軍慰安婦」問題などについて国家責任を果たしていない国は、安全保障理事会のメンバーにすべきではないという決議も行われた。

三、被害者側の要求を表現するための具体的な措置の付



子（私案）

以上を考慮し、日本政府は、被害者側が、被害者側の要求を実現し、具体的措置を検討する際、一つの参考として、筆者の個人的見解をまとめてみたい。

（一）原則の確認

日本政府は、すみやかに以下の諸原則を確認すること。

①奴隷的虐使（「従軍慰安婦」・強制連行・強制労働を含む）は、戦争犯罪・人道に対する罪に当たること、また、奴隷に関する国際法、強制労働条約、婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約など諸人権条約、ニュルンベルク国際軍事法廷憲章・判決、極東国際軍事法廷憲章・判決、オランダ軍事法廷判決、旧ユーゴスラビアに関する国際刑事法廷設置の安全保障理事会決議、組織的強姦に関する国際人権委員会決議など国際文書の国際法上の法的正当性を再確認し、これらによって国際法上保護されている被害者個人の人権の擁護義務をはじめ、日本が負う国際法上の諸義務を誠実に遵守することを確認する。

する。

②奴隷的虐使（「従軍慰安婦」・強制労働などを含む）などの重大人権侵害については、ファンボロベン国連特別報告者の中間報告（国際人権研究会編「従軍慰安婦・強制連行 責任と償い」日本の戦後補償への国際法と国連の対応）「新憲法・所収」にあるように、これに責任のある国家は、被害者個人に対して、賠償責任として人権侵害の真相究明と事実の完全な公表、人権侵害の責任についての公的承認、責任者の処罰、被害者などの保護、追悼その他の記念行事などの措置、被害者救済事業、再発防止措置、誠実かつ完全な金銭的補償などを負うことを認める。

③国家に対する賠償措置にかかわる国家間条約などの合意によつては、奴隷的虐使からの自由など個人の基本的権利は剥奪されてはならないし、国家はこれを剥奪する権限はないから、被害者個人の重大人権侵害被害回復のための日本政府に対する個人的賠償請求に際しては、これを拒絶するために国家間条約を援用できないことを確認する。

④戦争犯罪・人道に対する罪については、厳重な処罰

がなされるべきこと、時効の適用ができないこと、国境を越えしづれの国の裁判所も、また国際法廷も、その処罰の責権を持つこと、犯罪者の引き渡しなどがなされるべきことなどの諸原則は、国際法上の原則であることを確認し、「戦争犯罪・人道に対する罪」に関する時効不適用に関する条約」に可及的速やかに加入する。そして処罰に努めない政府は共犯とみなされるべきことを確認する。

（二）具体的措置

日本政府は、上記諸原則にしたがって、可及的速やかに以下の措置をとる。

①真相究明について
日本政府が現在公表している資料のみによつても、「従軍慰安婦」・強制連行その他の戦争犯罪など重大人権侵害者が、強制措置などによつて被害を受けたことをみとめることはできるはずである。しかし、日本政府省庁の秘密文書の公開がない段階では、具体的事実の詳細について未解明の部分が残る。

また、日本政府が被害者本人から事情聴取できる信頼を欠いている現在、当局者であつて、中立・独立でない政府自身による調査は限界がある。今後の調査については、その方針を転換する必要がある。

まず日本政府は、秘密文書をすべて公表すべきである。これまで秘密にしていた文書のリストと共に、なぜ公表されなかったのかその理由も早急に明らかにすべきである。

日本政府は、政府から独立した信頼できる専門家のグループに事実調査を委嘱するか、彼らを含んだ調査委員会を組織すべきである。そこにはすべての資料や情報を収集する権限と、そのために十分な人員と資金が確保されなければならない。

聴聞に当たっては、被害者、証人からの証言は、本人が非公開を希望しないかぎり、公開で行うべきである。

事実調査の報告は、政府が秘密にしていた資料を含め、すべて詳細にわたり報告書によつて公表されるべきである。

上記専門家による調査とは別に、日本の国会も事実調査委員会を設置し、上記同様の調査を行うことが望ましい。

②責任の承認

日本政府と国会は、上記の諸原則と調査結果（次頁へ）

果を受け入れ、それに基づき、法的・道義的・政治的責任を承認すべきである。

③謝罪について

日本政府は、上記に基づき、日本国民、被害国国民に公的な表明をおこなったうえで、被害者個人に対して謝罪を行うべきである。

④追悼施設などについて

被害者の追悼、その他名誉回復などを目的とする諸行事については、十分に被害者側の意見を尊重し、誠実に企画実行すべきである。

⑤被害者への金銭的補償

調査結果と「責任」

応じて、被害者個人に対し、誠実かつ完全な補償を迅速に行うべきである。ただ、被害者の特定、法的・道義的責任の有無、賠償・補償の程度・内容などの確定については多くの実際の困難が伴う。被害者も多国間にわたり多数にのぼる。多種の被害がある。問題が国際法上の事項でもある。当事者であって、被害者側から十分な信頼を受けていない日本政府・国会・裁判所がこれらの具体的諸問題を解決するには多くの解決しがたい困難がある。

しかしながら、(一)に述べた諸原則の確立、及び(二)でこれまで述べた上記の基本的真相の究明・責任の承認・謝罪などに基づいて、国際法上・道義上の責任を取るといふ原則の確立は可能である。したがって、そのような原則に基づいて、個別被害者との間の紛争を解決する仲裁機関設置を国連事務総長に求めることが可能であろう。このような発想に基づき、国連の援助を求めて、迅速・的確な解決を図るべきである。

しかし、「従軍慰安婦」被害については、このような機関によっても解決しがたい問題が残る。それは、あまりに多くの被害者が戦時中に死亡していること、被害の性質上、被害者が家族に被害を訴えることができないため、被害者遺族の特定がほとんどできないこと、生存者には多量に過ぎないことができない者も少なくない、などである。したがって、日本政府が実際に補償をする対象被害者・遺族の数は、著しく少数に限られるであろう。被害が想像

を絶する程深刻なために、かえって、加害国が利益を得ることは避けるべきである。したがって、特に被害の性質を考慮して、特別の措置を講ずるべきであり、その方法として日本政府は道義的・政治的責任を果たすための賠償基金を設置すべきと考える。四兆円(約二〇万人といわれる被害者について、一人あたり二千万円)の基金を国連に寄付し、被害に応じ、被害国国民の女性のための福祉に使うことを依頼するのが適当であろう。

⑥再発予防措置について
上記の調査により、歴史的真相が究明されるであろう。それらは、歴史教科書に反映すべきである。また調査は、継続的になされることを必要とする。日本ばかりでなく、関係諸国において資料センター、記念館などが必要となる。先進諸国の例にならい、また被害者側の意見を十分に聴取し、上記独立の専門家の勧告に基づき、公務員、一般市民、学生・生徒に対しての人権教育・啓蒙活動のための恒常的な努力を続けるべきである。

また日本は人権諸条約の批准・加入が著しく低調である。これらの早急な批准・加入とその誠実な実施も、再発予防に必要である。

⑦処罰について

上記アジア太平洋NGO人権会議の決議の趣旨を尊重し、政府は関連する勧告の実施に努めるべきである。また問題が戦争犯罪・人道に対する罪に当たることにより、これをいいたし、これ以外にも相応しい、国際法上、国内法上必要と位置をとる必要がある。